

提出書類チェック表

年 月 日

(申請者)

番号	有無	名 称	備 考
1		登録(登録の更新)申請書	様式第3(規則第50条関係) 役員の氏名欄は「別紙(記載)のとおり」でも可
2		誓約書	登録申請者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面 申請者が法人にあってはその法人及びその法人の役員
3		本籍地が記載された住民票の写し	申請者が個人の場合
4		登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	申請者が法人の場合
5		法定代理人の本籍地が記載された住民票の写し	申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合
6		登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合
7		フロン類回収設備の所有権又は使用权を証する書類	・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写しが必要 ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し
8		フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱証明書、仕様書、カタログ等の写しが必要 ○フロン類の回収設備の種類CFC用, HFC用, CFC,HFC兼用 ○回収設備の能力200g/min未満, 200g/min以上
9		手数料	・登録申請 高知市収入証紙 5,000円 ・登録更新申請 高知市収入証紙 4,000円
10		その他 フロン類の回収に携わる者が所有する資格を示す書類(規則第6条第2号参照)	法で定める添付書類ではないが、フロン類の回収基準は「フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、回収を自ら行い又は回収に立ち会うこと。」となっている。 主な資格 ・自動車電気装置整備士 ・自動車整備士 ・フロン回収協議会等が実施する技術講習修了者 ・その他自動車整備業務、エアコン整備業務の資格

※書類は2部提出してください。そのうち1部は写しでかまいません。

※登記簿謄本、住民票の写し等は、申請日の3ヶ月前以降に発行されたものとする。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。